

ジュール・フェリーはアルザス地方の寒村の生まれであるが、フェリー家は18世紀に事業に成功した富裕層であった。ジュールの父は弁護士を務める名士で、ヴォルテール主義の自由思想家でもあり、一家の男たちは啓蒙思想に触れフランス革命に賛同する共和派であった。一方、母を早くして失ったジュールは姉の影響も強く受けたが、その姉は亡くなるまで熱心なカトリック信仰を持っていた。男が共和的で女がカトリックという当時の典型的なブルジョワ家庭に育った。

ジュールは寒村を出て都会で勉学を修めるべく、ストラスブール、続いてパリに居を構えた。成績優秀で、弁護士の資格を得たのち、ジャーナリスト、続いて政治家へと転身する。

議会共和制を踏みにじる形で成立した第二帝政に批判的で、普仏戦争にも反対、スダンの敗戦後の国防政府においてパリ市長も経験している。パリ市長時代には普仏戦争の敗北で不足していた食糧の制限政策をとったため、「飢餓のフェリー」と揶揄された。

フリーメーソンの会員でもあった彼は、プロテスタントの伴侶をめぐったこともあり、プロテスタントともつながりが深い。彼らとは教権主義を拒むという点で共通している。そう簡単に区別できないが、カトリックは保守的で、プロテスタントは進歩的と言える。

このようにジュール・フェリーはカトリックにも一定の理解を示しつつ、「出自、宗教的な環境、そして結婚生活にいたるまで、反保守派の総帥としての条件を申し分なく身にそなえた人物(工藤、2007:p.115)」だったと言えるし、絶妙なバランス感覚で国民の意思を感じ取れる境遇であったとも言える。

ジュール・フェリーはフランス植民地政策でも知られる人物であるが、ライシテとの関連で何よりも重要なのは彼の名を冠するフェリー法(1881～82年)だろう。

この画期的な法律の重要なポイントは初等教育の「無償、義務、世俗化」である。目指すところは、共和主義的な考え方のできる公民を育成することであるが、言葉を変えれば初等教育の分野からカトリックを追い落とすことに他ならない。また女子の初等教育も義務化され、カトリック教会が隠然と保ち続ける女性への影響力を軽減する意図もあった。

この法律により、師範学校出身の教師たちは司祭の干渉から解放され、教育現場において聖職者と教師のパワーバランスは決定的に共和派教員の方へ傾いた。現場の教師たちは「新しい共和国の司祭」として、科学的な知識を子供たちに教えるだけでなく、世俗的なモラルを農村部に浸透させる重要な役割を担うことになるのである。師範学校で厳格に反教権主義を教え込まれた教師たちは、教育から宗教を切り離すことが自分たちの使命であるとして、自らを厳しく律して職務にあたった。その姿は皮肉にも自らに厳しい戒めを課して修行する修道士のようであったという。

教育プログラムにおいては「道徳と公民教育(Instruction morale et civique)」が法令の最初に登場する。特定宗教の教えに基づく行動規範ではない道徳が教えられ、社会生活の根底には宗教があるという伝統的な考え方が否定された。これは言い換えれば組織としてのカトリック教団、つまり教会の権力構

造が否定されたのではなく、教えそのものに共和国の国民を養成する重要性がなくなったことを意味する。宗教教育は家庭と教会でのみ行い、学校ではより普遍的な道徳を教える。教会権力というハード面ではなく、いよいよ信仰生活のソフト面でカトリックを大きく揺さぶってきたのである。

ここでいう道徳とは、何世紀にもわたり培われた人類の知恵や良識から宗教的な枠組みを外した伝統的価値観を踏襲したものと見える。キリスト教の七つの大罪はライシテの道徳においても悪である。良い生徒は清潔で勤勉で正直で慈愛の心が強く、悪い生徒は規則を守らず、怠惰であるとされた。称賛される善行も、非難される悪行も、時代を問わずほぼ同じである。道徳で教えられる徳目はカトリックの教理と大きく違う所はないであろう。しかし、その教え方の背景にあるものは同じではない。カテキズム(公教要理または教理問答書)を使うのか、道徳の教科書を使うのかでは、その話し方も伝え方も大きく変わってくる。信じることを重視し理性の働きを二次的なものとする旧教的宗教観と違い、公教育では人間の自発的な理性や科学に基づく思考が重要視された。

また普仏戦争の手痛い敗北もあって、単一にして不可分のフランスであるために愛国心が強調された。当時フランスは植民地政策を進めていたが、歴史や地理の授業はフランスが自分たちの国であるとの自覚を強め、フランス国民としての誇りを教えるのに役立った。マリアンヌが十字架の代わりに学校に設置されるようになり、ジャンヌ・ダルクが救国の英雄として各地で称えられた。

フランス革命期に生まれた標語「自由・平等・博愛」は、紆余曲折を経てフェリーの時代に表舞台に再登場する。信教の自由、科学の力で検証することの自由という、カトリック教会が容認しがたい価値を最前面に押し出すことで、共和国の至上命題を国民に知らしめている。

とはいえ、同法の適用は比較的穏便に進められた。教育のライシテを唱えたフェリー法、それに続く教員の非宗教化を定めたゴブレ法(1886年)で修道士の経営する学校は窮地に陥った。これらの法律でフランスの教育の風景は確かに大きく変わった。しかし、フェリーは必ずしもカトリックを敵視してはいなかった。自由教育の余地もまだ残されており、宗教的な教育の躍進の認められる地域もないわけではない。

フェリー法はただ過去を断罪し切り捨てたわけではなく、そこには過去から未来への連続性が存在する。革命を経て半世紀の後に、フェリーのような過去と未来をつなぐ時代の申し子が政治家として登場するのは歴史の必然かもしれない。そして彼の政策によって、フランスは古き宗教性と決別する方向へ大きく舵を切ることになった。フェリー法以降、フランスは確実に、そして不可逆的にライシテの道を歩むことになったのである。

[参考文献]

<http://www.senat.fr/evenement/archives/ferry.html>

Michel MIAILLE, *La laïcité, solution d'hier problème d'aujourd'hui*, Dalloz, 2014 (pp.93-98).

谷川稔『十字架と三色旗』岩波現代文庫、2015年(pp.196-237)。

工藤庸子『宗教 VS 国家』講談社現代新書 2007年(pp.94-163)。

伊達聖伸『ライシテ、道徳、宗教学—もうひとつの19世紀フランス宗教史』勁草書房 2010年(pp.199-314)。